



資料編

1 語句説明一覧表

語句	説明	掲載ページ
あ		
生きる力	変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力（知）」、「豊かな心（徳）」、「健やかな体（体）」の3つの要素からなる力と学習指導要領により定められている。	7, 22, 30, 33
一時的余裕教室	現在は普通教室として使用されていないが、当該学校の通学区域に現に居住する児童等の人口を鑑みて、今後5年間以内に、普通教室として使用されることが見込まれる教室。 (文部科学省「余裕教室活用状況実態調査」より)	71
医療的ケア	一般的には、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医療行為を指し、医師・看護師及び本人・保護者のみが実施できる。	51, 56, 59
インクルーシブ教育システム	障害者の権利に関する条約第24条より、障害のある者と障害のない者が共に学ぶしくみのこと。	56
ウェルビーイング（well-being）	OECDの国際報告書では、「生徒が幸福で充実した人生を送るために必要な、心理的、認知的、社会的、身体的な働き（functioning）と潜在能力（capabilities）である」と定義している。心身の「良好な状態」や「健やかさ」「幸福度」という言葉で翻訳されることが多い。	24
英語教育推進リーダー	本市の英語教育の推進における中心的な役割果たす教員。平成26（2014）年度から5年間、文部科学省が実施した中央研修を受講し、認定された教員。	7, 36
か		
外国語指導助手（ALT）	小・中・高等学校で日本人教師の助手として外国語を教える、英語を母語とする外国人講師のこと。ALTとはAssistant Language Teacherの略。	7, 36, 79
「輝け☆明日の先生」	本市の教員をめざす社会人・学生などに向けた教師塾。	83
学習指導要領	全国的に一定の教育的水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、学校教育法等に基づき国が定めている教育課程を編成する際の基準。	7, 13, 16, 17, 18, 30, 31, 35, 39, 44, 73, 74
学校運営協議会（コミュニティ・スクール）	保護者や地域住民などが学校運営に参画することにより、学校・家庭・地域が一体となってよりよい教育の実現に取り組むために、学校運営及び学校運営支援について協議するしくみ。地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5に努力義務として規定。	18, 73, 80, 81

語句	説明	掲載ページ
か		
学校給食費の公会計化	学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる制度であり、本市では令和3（2021）年4月から実施している。	10, 43, 76
学校司書	学校図書館法の一部改正（平成27（2015）年4月1日施行）により、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事すると規定された職員のこと。	7, 37, 38, 39
学校施設長期保全計画	学校施設について、築45年程度で改築を行ってきた手法に替えて、校舎・体育館の目標耐用年数を80年に設定し、改修により長寿命化と質的改善を推進することで、財政支出の縮減と平準化を図っていくことを目的とした計画（平成26（2014）年3月策定）。	10, 23, 63, 65, 68, 70
学校巡回カウンセラー	小学校には定期巡回訪問、特別支援学校には要請訪問を行い、児童生徒・保護者の相談を担当するスクールカウンセラーの呼称。	52, 60
学校評価	学校が、保護者や地域住民等から理解と参画を得ながら、PDCAサイクルを確立する中で、学校づくりを進めるしくみ。学校教育法第42条に努力義務として規定。	80, 81
学校防災教育研究推進校	学校の防災力や児童生徒の防災意識の向上を図るため、学校防災に関する実践的な指導方法の研究、効果検証を行うことを目的に川崎市教育委員会から指定された学校の呼称。	9, 66, 67
家庭教育推進連絡会	家庭教育推進事業の円滑な遂行を図ることを目的とする会議。川崎市家庭教育推進連絡会要綱（平成9（1997）年制定）により設置。	87
カリキュラム・マネジメント	生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。 【中学校学習指導要領（平成29（2017）年告示）解説 総則編 平成29（2017）年7月】 （小学校学習指導要領では、「生徒」が「児童」と示されている。）	16, 28, 29, 30, 34, 50
かわさき共生＊共育プログラム	本市が実施している参加型体験学習。体験を通して、「人づきあい」の方法を楽しく学んだり学びなおしたりすることで、自分と友だちとの豊かな関係や集団と積極的な関わりをつくりだすために必要なスキル（社会性）を育てるプログラム。	28, 52, 56, 60
川崎市いじめ防止基本方針	平成26（2014）年5月に、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定した市の基本方針。いじめ防止対策推進法（平成25（2013）制定）第12条に策定について努力義務として規定。	52, 56
川崎市学習状況調査	小学校5年生・中学校2年生を対象にした学力・学習調査。教科に関する調査（小学校5年生：国語・算数、中学校2年生：国語・社会・数学・理科・英語）及び学習や生活に関するアンケート調査を実施している。	7, 30
川崎市子どもの権利に関する条例	平成元（1989）年国連で採択された「子どもの権利条約」に基づき、平成12（2000）年に全国に先駆け制定された条例。	38, 40, 90

語句	説明	掲載ページ
か		
川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例	全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、令和元（2019）年 12 月に制定された条例。	7, 38, 40
川崎市地域教育ネットワーク推進会議	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域教育会議（地域学校協働本部）を一体的に推進し、地域と学校の協働体制を構築するための施策や必要な事業の実施に向けて連絡調整を行う会議。	88, 90
川崎市地域文化財顕彰制度	市内に所在する文化財のうち、市・県・国の文化財に指定・登録等されていない文化財で概ね 50 年を経たものを幅広く顕彰・記録していく制度のこと。	11, 100, 102, 103
川崎市地域防災計画	災害対策基本法第 42 条の規定に基づき川崎市防災会議が作成する防災に関する計画で本市の防災対策の骨格（基本計画）となるもの。	63, 68
川崎市文化財保護活用計画	地域の歴史や文化を活かしたまちづくりを進めていくため、市内の文化財の保護・活用に関する総合的な計画。平成 26（2014）年 3 月策定。	100, 102, 103
かわさきスポーツパートナー	スポーツの推進及び市のイメージアップを図ることを目的として、本市をホームタウンとして活躍するトップチームを「かわさきスポーツパートナー」として認定。令和 3（2021）年度現在、川崎ブレイブサンダース（男子バスケットボール）、川崎フロンターレ（サッカー）など 6 チームが認定されている。	41
かわさきパラムーブメント	東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会の開催を契機として、「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」をめざして、すべての人が活躍できる社会を構築するために市と市民が一緒に取り組む運動のこと。	29, 31
完全給食	給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、牛乳及びおかずである給食をいう。（一部 文部科学省「学校給食法施行規則」引用）	7, 8, 31
キャリア・パスポート	児童生徒自身が自己の変容や成長を、見通しをもったり、振り返ったりしながら記録・蓄積し、小学校入学から高校卒業まで引き継いでいく教材。新しい学習指導要領の特別活動において、「活動を記録し蓄積する教材を活用すること」とされ、文部科学省において「キャリア・パスポート」の例示がされている。	28, 29
キャリア発達	社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程。（中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（平成 23（2011）年 1 月）より）	25, 28
教育活動サポーター	学生や教員 OB などをサポーターとして学校に派遣し、教育活動の支援や個別の児童生徒の学習支援を行う人材。	36
教員育成指標	教員としての資質・能力を示し、それぞれの教員がその職責、経験等に応じて、自らの目標を定め、自ら学び続けるための目安とする目的で策定したもの。教育公務員特例法 第 22 条の 3 において任命権者が定めるものと規定。	82

語句	説明	掲載ページ
	か	
教職員事務支援員	学習プリントの印刷や教材作成の補助など、各学校の実情に応じて教員の事務の負担軽減となるような業務を担う職員。文部科学省補助事業のスクール・サポート・スタッフにおける本市での呼称。	10, 76, 79
協働的な学び	探究的な学習や体験活動などを通じ、子ども同士であるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、さまざまな社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成すること。(令和3(2021)年 中教審答申教育課程部会における審議のまとめより)	24, 31, 34, 44, 48, 71, 82
居住地校交流	特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住する地域の小・中学校において交流及び共同学習を行うこと。新しい学習指導要領 総則において実施が求められている。	51, 56
キラキラタイム	子どもたちの体力向上や運動の習慣化を目的とし、休み時間等を活用して手頃な運動や運動遊びに親しむ時間。	42
勤務実態調査	教職員の勤務時間等の実態及び勤務状況に関する意識を把握するための調査。平成29(2017)年度に実施。国では、平成28(2016)年度に教員勤務実態調査を実施。	16, 79
クラウド・バイ・デフォルト	「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針(各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議)」にて「クラウド・バイ・デフォルト原則」として提示された、クラウドサービスの利用を第一候補として、その検討を行うものとする考え方。	45
健康給食	学校給食のめざす姿として定めたコンセプト。①とにかく「美味しい」②自然と「健康」になる③みんなが「大好きな」学校給食。	7, 8, 43
県費負担教職員の市費移管	平成25(2013)年12月に閣議決定された「事務権限の委譲等に関する見直し方針について」に基づく第4次一括法の制定により、教職員の給与等の負担や、学級編制基準、教職員定数の決定など県費負担教職員制度に係る包括的な権限が道府県から政令指定都市へ平成29(2017)年度から移譲されたこと。	73
効果測定(かわさき共生*共育プログラム)	「かわさき共生*共育プログラム」の効果を検証するために川崎市が開発したアンケート調査。結果から、子どもたちの社会性や学校生活の満足度、学級に対する感じ方、考え方が確認できる。	60
校務支援システム	平成26(2014)年4月から導入しているメール、掲示板、行事予定などのグループウェア機能と、出席簿や通信票、指導要録などの校務処理機能がある教職員が使用するシステム。 なお、高等学校においては、校務支援システムと同様の機能を有する「学校支援システム」を使用している。	44, 45, 47
公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針	公立義務教育諸学校等施設の整備を推進するために、施設整備の目標や施設整備に関する重要事項について文部科学省が定めたもの。概ね5年を目途に見直しが行われるもので、近年では令和3(2021)年4月に改正され、バリアフリー化の計画的な推進や衛生環境の改善、少人数学級の実施を踏まえた教室数不足の解消を図る整備などが明記された。	63
国際教室	日本語指導が必要な児童生徒が多く在籍している学校に設置している学級。一人ひとりの状況に応じて個別または少人数指導を行っている。	52, 61,

語句	説明	掲載ページ
か		
子ども会議	「川崎市子どもの権利に関する条例」の意見表明権に基づき、市政について子どもの意見を求めるために設置された会議。現在、市・7行政区・51 中学校区の子ども会議がある。子どもたちから出された意見は、提言、報告書という形でまとめられ、市や区に提出する会議もある。	88, 90
個別最適な学び	学習者視点から、「指導の個別化」（教師が支援の必要な子どもにより重点的な指導を行うことなどで効果的な指導を実現することや、子ども一人ひとりの特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うことなど）と「学習の個性化」（教師が子ども一人ひとりに応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子ども自身で学習が最適となるよう調整すること）を整理した概念のこと。 これを教師視点から整理したものが「個に応じた指導」である。	24, 31, 34, 44, 48, 71, 82
個別の指導計画（サポートノート）	幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。	55, 59
さ		
在県外国人等特別募集	外国につながるのある生徒の学びの機会の充実のため、高等学校入学選抜において、入国後の在留期間が一定の期間内の生徒などを対象にした特別募集。	49, 50
支援教育	本市において、共生社会の実現を推進するための教育の在り方のこと。発達障害を含めた特別支援教育の対象である子どもへの支援はこれまで同様に充実させつつ、さらに障害の有無に関わらず、教育的ニーズのあるすべての子どもを対象に、一人ひとりに応じた適切な支援を行う。	22, 45, 55, 56, 59
指定・登録文化財	市内に所在する文化財のうち、市・県・国の文化財に指定・登録等されている特に重要なもの。	100, 101
自動車文庫	図書館施設から遠い場所などに、専用車に本を積んで出かけ、図書の貸し出しなどを行うサービス。 本市においては宮前図書館に、約 3,000 冊の本を積んだ「たちばな号」を配備し 21 のポイントを巡回してサービスを提供している。	94, 96
就学援助	学校教育法第 19 条の趣旨に沿って、経済的に就学が困難な学齢児童生徒の保護者に対して必要な援助を行う制度。就学援助費の種類には、学用品・通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費などがある。	57, 62
就学援助システム	就学援助制度における就学援助費の認定及び支給等に関する情報を管理するシステム。市税システム、就学事務システム等と連携することで、就学援助の認定に必要な情報を取得し、認定事務の効率化を図るもの。	62
障害者就業員	学校において、印刷や仕分け等教職員事務支援員と同様の業務を行う会計年度任用職員。障害者が無理なく活躍できる環境を創出する障害者雇用推進施策であると同時に、教職員の事務的業務負担の軽減に貢献している。	10, 79

語句	説明	掲載ページ
さ		
小学校英語強化非常勤講師（ERT）	小学校において、学級担任が実施する外国語の授業を支援。授業づくりの指導・助言を行う。ERTとはElementary English Reinforcement Teacherの略。	36
情報活用能力	世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力。小学校及び中学校の学習指導要領（平成29（2017）年告示）、高等学校学習指導要領（平成30（2018）年告示）の中では「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけられている。	17, 44, 45, 46, 48
市立高等学校改革推進計画	社会状況等の変化に柔軟に 대응するとともに、市立高等学校の充実・発展をめざし、「生徒の可能性を伸ばすための教育内容や教育方法の充実」等について、その基本的な考え方や具体的な取組内容を記載した計画。（令和元（2019）年度に第2次計画を策定）	49, 50
スクールガード・リーダー	学校の巡回指導や、学校の防犯対策に関わる指導・助言、子どもの登下校時等の見守り活動等を行うスクールガード（学校安全ボランティア）の指導育成などを行う、警察官OBなどの防犯の専門家。	9, 65, 66, 67
スクールカウンセラー	臨床心理に関して専門的な知識及び経験・資格を有する者で、本人の抱える心の問題を改善・解決していく心理の専門職。	52, 56, 60
スクールソーシャルワーカー	いじめ・不登校、児童虐待、暴力行為等の諸問題の解決に向け、学校だけでは対応が困難な事例に対して、問題を抱えた児童生徒とその置かれた環境への働きかけを行い、関係機関等と連携して支援を行う社会福祉士などの資格を持つ専門職。	52, 56, 60
スクールヘルスリーダー	学校内での研修や個別の対応が求められる子どもへの対応等について指導・助言を行い、現代的健康課題に適切に対応できるよう養護教諭の育成及び支援を行う、経験豊かな退職養護教諭等の学校保健の専門職。	42
スタディ・ログ	学習履歴、学習評価、学習到達度のこと。	31, 34, 44, 48
全国学力・学習状況調査	全国の小学校6年生・中学校3年生を対象にした学力・学習状況調査。教科に関する調査（小学校6年生：国語・算数、中学校3年生：国語・数学）及び学習や生活に関する意識調査、学校による教育活動についての調査される予定。3年ごとに小・中学校の理科、中学校の英語の教科調査も実施している。	6, 25, 30, 35
全国体力・運動能力、運動習慣等調査	全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るために、スポーツ庁が全国の小学校5年生、中学校2年生全員を対象と行っている調査。	33
総括学校司書	学校を訪問し、図書の選定・整理、図書館の環境整備、学校図書館ボランティアの育成のための研修会の開催など、図書館ボランティアや図書委員会への指導助言を行う職員。	39
蔵書構築	図書館における蔵書の収集、保存、除籍等のプロセスについて計画的・体系的に考え方を整理したもの。	94, 96

語句	説明	掲載ページ
た		
橘樹官衙(かんが)遺跡群	古代の武蔵国橘樹郡の役所跡である「橘樹郡家(たちばなぐうけ)跡」(高津区千年)と、隣接する郡寺跡である「影向寺(ようごうじ)遺跡」(宮前区野川)から構成されている遺跡。	11, 23, 100, 102, 103, 104, 105
脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」	本市が令和2(2020)年11月に策定した脱炭素社会の実現に向けた戦略で、環境先進都市として、脱炭素社会の実現に向けた戦略を示し、気候変動への対応を先導する具体的な取組を実践するために策定したものの。	14, 68
地域学校協働本部	多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより地域学校協働活動を推進する体制。平成27(2015)年の中央教育審議会答申で提言されたもので、本市では、地域教育会議の活動がその機能を果たしてきた流れを踏まえ、中学校区地域教育会議を「地域学校協働本部」の役割を持つ組織として位置づけている。	84, 88
地域教育会議	学校・家庭・地域の連携を推進し、地域の教育力の向上を図る市民の自主的な活動組織。「教育を語るつどい」「子ども会議」等の活動を行っている。51 中学校区及び7行政区に設置。	84, 86, 88, 90
地域教育コーディネーター	地域と学校の橋渡しの役割を担うコーディネーター。中学校区地域教育会議において、地域と学校の連携・協働や地域における教育活動の推進に向けた活動を行う。国が示す「地域学校協働活動推進員」にあたる。	84, 88, 90
地域交通安全員	児童生徒の通学時における交通安全及び通学路の安全を図るために、通学路上での誘導、交通整理、安全指導をする会計年度任用職員	9, 65, 66, 67
中核英語教員(CET)	各学校における外国語教育推進リーダーで、カリキュラムの作成、ALT、ERTと連携等を行い、英語教育を推進する。CETとはCore English Teacherの略。	36
中核的理科教員(CST)	横浜国立大学の中核的理科教員養成プログラムを修了した小・中学校教員。CSTとは、Core Science Teacherの略	36
中高一貫教育	従来の中学校・高等学校の制度に加えて、生徒や保護者が6年間の一貫した教育課程や学習環境の下で学ぶ機会をも選択できるようにすることにより、中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人ひとりの個性をより重視した教育の実現をめざすものとして、学校教育法等の一部改正により、平成11(1999)年4月より選択的に導入することが可能となった制度	49, 50
直結給水化	平成29(2017)年度から上下水道局との共同事業として実施。受水槽を経由せず、配水管から直接蛇口まで水が届くため、より新鮮で冷たくおいしい水の提供が可能となる。	68
通級指導教室	小・中学校の通常の学級に在籍している支援を必要とする児童生徒が、ほとんどの学習は在籍校で受けながら、週1回程度通って、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を受ける教室。言語小学校7教室、情緒等小学校7教室・中学校3教室、難聴1教室(聾学校内に設置し、対象は小・中学生)を設置。学校教育法施行規則第140条に規定。	56, 59
デジタル教科書	学校教育法上の学習者用デジタル教科書を指す。児童生徒の学びの充実を図る観点から、デジタル教科書について、文部科学省を中心に検討が進められている。	48

語句	説明	掲載ページ
た		
特別支援学校の設置義務者	学校教育法第 80 条により「都道府県は、(略) 必要な特別支援学校を設置しなければならない」と明記されている。	56
特別支援教育サポーター	市立学校において教員の補佐として配置され、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して、一人ひとりのニーズに応じ、週に数時間、学級内及び学級外において個別的な学習や社会性の育成等の支援を行う人材。	59
特別支援教育推進計画	本市の特別支援教育の方向性を示すもの。第 1 期は平成 17 (2005) 年度から平成 26 (2014) 年度、第 2 期は平成 27 (2015) 年度から概ね 10 年間を対象期間とする。	56, 59
特別選考区分	多様かつ優秀な人材を確保するため、正規教員経験者や社会人経験者、高度な英語力を持つ者、障害のある方等が受験しやすくなるように設けている選考の区分。	82
は		
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群等その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの（発達障害者支援法より）	9, 51, 55, 56
バリアフリー法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の略称。令和 3 (2021) 年 4 月に改正法及び施行令が施行された。改正された施行令では、従来から規定されている特別支援学校に加え、新たに公立小学校等（小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校（前期課程のものに限る）で公立のもの）が追加された。	63
非構造部材	柱、梁、床などの構造体ではなく、天井材や外壁（外装材）など、構造体と区分された部材。このほか、窓・ガラスや照明器具、設備機器等を含む（文部科学省 学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブックより）。	68, 70
部活動指導員	中学校、高等学校において、校長の監督下で部活動顧問に代わり、部活動の技術的指導や大会への引率を行うことができる会計年度任用職員。担当教諭等と連携を図りながら、日常的に指導内容や生徒の様子の情報交換、事故発生時の対応等にあたる。平成 29 (2017) 年に学校教育法施行規則 第 78 条の 2 に規定。	10, 76, 79
不登校特例校	不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校（文部科学大臣が学校教育法施行規則第 56 条に基づいて指定）。	57, 61
フリースクール	一般に、不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設。その規模や活動内容は多種多様であり、民間の自主性・主体性の下に設置・運営されている。	52, 57
ブレスクール	外国につながる児童と保護者を対象に、日本の小学校に就学する不安を解消し、学校の仕組みや入学準備等への理解を深めることを目的として令和元 (2019) 年度から実施。入学初期に必要な日本語や学校生活の決まりごとをはじめ、学校の 1 日の流れや行事、入学までに用意しておくもの等を伝えている。	61

語句	説明	掲載ページ
は		
文化財ボランティア	文化財ボランティア養成講座修了生により構成される登録ボランティア。文化財普及活用事業のサポートや養成講座受講生の指導を実施している。	100, 102, 103, 105
返却ボックス	市立図書館で借りた図書資料を図書館施設以外で返却できるようにするために、市内の公共施設や駅に設置。現在、鹿島田駅改札前をはじめ、市内 8 か所に設置。	94, 96
ま		
無形民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習（正月、盆、七夕など）、民俗芸能（獅子舞、神楽など）、民俗技術（醤油づくりなど）といった人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた無形の伝承で人々の生活の推移を示すもの。	100, 103
メンタルフレンド	ゆうゆう広場の諸活動において、子どもとの触れ合いを通じて子どもの健全な育成を援助するため、ボランティア活動として配置した、教育や心理に関心のある大学生や大学院生のこと。	61
や		
夜間学級	川崎市在住在勤で、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した人、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人、義務教育を修了していない外国につながる人等の教育を受ける機会を保障する役割を果たす。西中原中学校に設置。平成 28（2016）年 12 月公布「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律」第 14 条に規定。	57, 61
ゆうゆう広場	教育委員会が、学校以外の場所において、小集団による体験活動・学習活動等を通して、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等を図り、学校や社会への復帰を支援する施設として設置。	57, 61
夢教育 21 推進事業	各学校の創意工夫を活かした教育活動の充実を図るため、地域人材の活用や学校の自主性・自律性を高めるなど、特色ある学校づくりを推進する事業。	80, 81
要保護児童対策地域協議会	要保護児童や要支援児童等の早期発見や適切な保護について、関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携を図るための「子どもを守る地域ネットワーク」のこと。	81

語句	説明	掲載ページ
A～Z		
EBPM	EBPM（エビデンス・ベスト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案）は、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとするものであり、国が推進する考え方。 （内閣府 HP より）	108
GSL	GIGA スクール構想推進教師の略称。小中各校に設置している GIGA スクール構想の推進を担う教師を指す。	48
IoT	Internet of Things の略。「様々な物がインターネットにつながること」「インターネットにつながる様々な物」を指す。	15, 24
SDGs 未来都市	SDGs の理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として国から選定されるもの。	15
MEGASTAR-III FUSION	かわさき宙と緑の科学館に設置しているプラネタリウム投影機。肉眼では見えない星までを忠実に再現することができる光学式プラネタリウムと、様々な映像や空間表現を可能にするデジタルプラネタリウムの技術を融合(Fusion)させることで、世界最高水準の美しく精緻な星空をリアルに投影することができる。	101, 107

2 川崎市教育改革推進会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市教育改革推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項について推進会議の委員の意見を求める。

- (1) 市の教育改革等の在り方等に関すること。
- (2) かわさき教育プランの進捗状況に関すること。
- (3) かわさき教育プランの策定に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、13人以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者、市民、本市の教職員代表のうちから、教育委員会が就任を依頼する。
- 3 委員の任期は2年以内とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 教育委員会は、特別の事項について意見を聴取するため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。
- 5 臨時委員は、特別の事項に関する意見の聴取が終了したときは、退任するものとする。

(推進会議の招集)

第4条 推進会議は、必要に応じて教育委員会が招集する。

(進行)

第5条 委員からの意見聴取を効果的に行うため、推進会議の進行は教育委員会が指名する委員が行う。

(関係者の出席)

第6条 教育委員会が必要があると認めた場合は、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、教育委員会事務局教育政策室において処理する。

附 則

この要綱は、平成17年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

3 川崎市教育改革推進会議委員名簿

■令和3（2021）年度川崎市教育改革推進会議 委員

		氏名	現職等
学識経験者	1	藤原 文雄	国立教育政策研究所初等中等教育研究部部長
	2	内田 塔子	東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科准教授
	3	高橋 純	東京学芸大学教育学部教育学講座学校教育学分野准教授
	4	倉持 伸江	東京学芸大学教育学部教育学講座生涯教育分野准教授
市民代表	5	山田 洋志	公募委員
	6	野村 浩子	公募委員
	7	宮越 隆夫	川崎市地域教育会議行政区議長会会長
	8	舘 勇紀	川崎市P T A連絡協議会会長
教職員代表	9	松岡 広記	小学校長会代表
	10	篠崎 敏行	中学校長会代表
	11	岩木 正志	高等学校長会代表
	12	増田 亨	特別支援学校長会代表
	13	嶋田 和明	川崎市教職員組合執行委員長



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

第2次川崎市教育振興基本計画
かわさき教育プラン
第3期実施計画（2022～2025）
（案）

令和4（2022）年2月

編集 川崎市教育委員会事務局教育政策室

川崎市川崎区宮本町6番地

電話 044-200-3244

F A X 044-200-3950

Eメール 88seisaku@city.kawasaki.jp